

大阪市における大阪府福祉のまちづくり条例第 31 条の規定による認定の申請に関する要綱(以下「府条例認定要綱」という)及び同施行基準を改正しました。

(1) 府条例認定要綱

大阪府福祉のまちづくり条例の一部改正に伴い、同条例を引用する要綱において条ずれが生じたため、規定の整備を行いました。(第 31 条→第 32 条)

また、府条例認定要綱第2条では大阪府福祉のまちづくり条例の制限の緩和に関する認定の申請に係る申請書について、提出通数を削除しました。(別表)

(2) 府条例認定要綱施行基準

大阪府福祉のまちづくり条例の一部改正に伴い、同条例を引用する要綱において条ずれが生じたため、規定の整備を行いました。(第 31 条→第 32 条)

別表 府条例認定要綱の新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>大阪市における大阪府福祉のまちづくり条例第32条の規定による認定の申請に関する要綱</u></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年大阪府条例第36号。以下「府条例」という。）<u>第32条</u>の規定による認定の申請に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(制限の緩和に関する認定の申請)</p> <p>第 2 条 府条例<u>第32条</u>の規定による認定を受けようとする者は、別記様式による申請書に、それぞれ市長が別に定める図書を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>別記様式（第 2 条関係）</p> <p>[別記様式 別紙 2 挿入]</p>	<p><u>大阪市における大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による認定の申請に関する要綱</u></p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、大阪府福祉のまちづくり条例（平成 4 年大阪府条例第36号。以下「府条例」という。）<u>第31条</u>の規定による認定の申請に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(制限の緩和に関する認定の申請)</p> <p>第 2 条 府条例<u>第31条</u>の規定による認定を受けようとする者は、別記様式による<u>申請書の正本及び副本</u>に、それぞれ市長が別に定める図書を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>別記様式（第 2 条関係）</p> <p>[別記様式 別紙 1 挿入]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。</p>	